

地震被災建築物の 応急危険度判定士認定講習会

(一社) 香川県建築士会 会長 遠藤 孝司

被災建築物応急危険度判定とは

被災建築物応急危険度判定とは、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や建築物の部分の落下、転倒等の危険性を判定し、恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、人命に係わる二次災害を防止することを目的とするものであり、判定は各都道府県で登録した応急危険度判定士が、建築技術者の目で被災した建築物の危険度を判定基準に基づき行うものです。

阪神淡路大震災の教訓から制度化され、平成23年3月の東日本大震災では9万8千棟以上、28年4月の熊本地震では5万5千棟以上の判定が行われ、被災した住民の不安解消に大いに貢献しています。本県においても、平成7年度から応急危険度判定士認定講習会を開催しておりまして、本年7月末現在、640名の方に認定登録していただき、平成28年の熊本地震では行政判定士12名、民間判定士10名を現地に派遣し、判定活動を行いました。

昨年発生した日本海山形県沖地震では本県からの広域派遣には至りませんでした。今後も、南海トラフ地震などの地震発生に備えておく必要があります。各位におかれましては被災建築物応急危険度判定の重要性とそのため判定士認定制度にご理解いただき、「応急危険度判定士」に認定・登録いただきますようお願いいたします。

判定士としての認定要件

次の①～③の要件を全て満たす方であって、被災時にボランティアとして応急危険度判定活動をする意思がある方ご本人からの申請に基づき、有効期間を5年間として知事からの認定証を交付しています。

- ① 建築士法に規定する建築士であること。または国、地方公共団体の職員又はこれらの職員であった者で、建築に係る技術に関して3年以上の実務経験を有する者。
- ② 香川県内に在住または勤務する者であること。
- ③ 判定士認定講習会を受講し修了した者であること。

このうち、③の判定士認定講習会を香川県からの委託により、香川県建築士会が県との共催で実施するものです。

【日時】令和2年10月21日(水)13:30～16:30

【会場】香川県教育会館 第1・2会議室

(高松市西宝町2-6-40 TEL 087-833-0013)



CPD:3単位

【受講料】無料

【テキスト】被災建築物応急危険度判定マニュアル
2,050円(持参の場合は不要)
当日会場でお支払い下さい。

【申込み】

- (1) 申込方法:裏面の受講申込書を記載の上、FAXでお申し込み下さい。折り返し受講証をお送りします。申込書は郵送でも結構です。
- (2) 申込み期限:令和2年10月12日(月)
ただし定員になり次第締切り
- (3) 定員:36名
- (4) 申込み先:(一社)香川県建築士会
〒760-0018 高松市天神前6-34
TEL 087-833-5377 FAX 087-833-5394

【講習内容、時間割、講師等】

| | |
|-----------------|--|
| 13:30～ | 開会の挨拶 |
| 13:40～ 15:40 | 応急危険度判定基準及び 調査判定マニュアルの解説 香川県土木部建築指導課 担当者 |
| 15:40～ 16:10 | ビデオ 「被災建築物の応急危険度判定訓練」 |
| 16:10～ 16:25 | 業務マニュアル・支援体制・判定申請等について 香川県土木部建築指導課 担当者 |
| 16:25～ | 閉会の挨拶 |